

Title	文書オリジナルとはなにか：七-十二世紀の文書史料に関するいくつかの指摘
Sub Title	Qu'est-ce qu'un acte original? Quelques remarques sur l'écrit documentaire des VIIe-XIIe siècles
Author	Morelle, Laurent(Morelle, Laurent) 岡崎, 敦(Okazaki, Atsushi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.2/3 (2007. 12) ,p.89(251)- 120(282)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20071200-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文書オリジナルとはなにか

——七一二世紀の文書史料に関するいくつかの指摘⁽¹⁾——

ロラン・モレル
岡崎 敦 訳

ほぼ二十年ほど前から（それ以前からではないにせ

よ）、歴史家や史料学者たちは、新しい関心のもとで、実務史料の伝来や受容についての諸問題に取り組んできた。⁽²⁾国際文書形式学会は、一九九九年にプリンストン大学で開催された研究集会で、まさにこのテーマを取り上げたほどである。⁽³⁾その数年前には、フランスの古文書学校で、「カルチュレール」についての研究の論点を総括し、今後の研究を展望する研究集会が開かれたが、この史料形態こそ、長らく中世文書史料の巨大な伝来媒体だったのである。⁽⁴⁾文字史料の利用や生成の諸条件について知見を交換する研究会もまた、多数に上る。⁽⁵⁾これらの仕事は、ある学問的な土壌を共有しているが、それこそ、「リテラシー」や「記憶」について継続して抱かれてい

る関心である。

「伝来」という語は、出発点となる史料から始まる証言の連鎖を想起させるが、同時に、この連鎖過程は、原初となる史料そのものについても情報を提供してくれる。しかしながら、これらコピーや、要約、記述、その他の言及（「間接的な」とよばれるもの）のすべては、原初史料に対して、それぞれ固有の状況に規定されたやり方で、眼差しを向けているのである。伝来過程に着目するという、これらの観点は、今日、「文書の伝来」に関する問題群を、文書の受容や認識の研究へ拡げようと企てている文書形式学者にとって、大変重要である。ところで、この刷新された関心のもとでも、文書史料の専門家としては、歴史学の学問的な研究課題として、「オリジ

ナル」を正面から取り上げることを避けねばならないわけではないように思われる。すなわち、たとえば、この観念が、中世の人びとにとつて重要であったのか、また、彼らはオリジナルについて、私たちと同じ観念を抱いていたのか、彼らにとつてのオリジナルの価値や意義とはどのようなものであったのか、等について問うことはできるようと思われるのである。

このような作業は、王や皇帝、教皇の文書局を通して発給された巨大で美麗な文書のイメージを思い浮かべるなら、あまり意味がないように思われるかもしれない。そこでは、オリジナルなるものは、あらゆる時代について、それを見るものにあまりにも当たり前にうつるからである。しかし、他の文書カテゴリーについては、判断はそれほど単純ではなく、一般論としては、自明とみなすことには用心せねばならない。

用心せねばならないと言えば、私たち文書を取り扱う歴史家にとつて自明と思われることについても同様である。「オリジナルとは何か」を問うこととは、私たち研究者にとつても同様に提起される価値がある。以下では、まず「文書形式学者にとつてのオリジナル」の検討からはじめ（一）、ついで、中世初期の同時代人の方へと目

に向けて、七—十二世紀に生きた人びとが、彼らの「オリジナル意識」をどのように表現していたかを見よう（二）。最後に、オリジナルの「性格」を特徴づけるいくつかの重要なポイントについて、考察したい。

一、文書形式学者にとつてのオリジナル ——実務に照らしての定義の再検討

文書形式学者や歴史家にとつて、「文書オリジナル」とは何を意味しているのであろうか。多くの定義があるが、ここでは、国際文書形式学委員会編纂の語彙集の定義を提示しよう。

「オリジナルとは（ラテン語では *originalē*。中世史料および前近代の著作においては、ときたま *exemplar* あるいは *autographum*）、文書発給者の意志が、最初に、そして決定的なかたちで記載された原初資料で、信頼性を得るべく作成された。それゆえ、オリジナルは、完全な文書であり、有効性保証のためのしるしを帯びるか、あるいは、文書自体が信頼性を有するための有効性保証の諸条件を満たして作成されるものである。⁽⁶⁾」

私は、この定義について注釈を加えるつもりはないが、しかし、この定義に従えば、オリジナルを実際に同定する際に、いくつかの困難が生じることは強調せねばならない。この定義では、以下の二つの点に力点が置かれている。一つは「最初に完成されたもの」ということ、いまひとつは「有効性」である。「決定的なかたちで」というのは、オリジナルとは、文書作成の最終段階であるということを意味している。つまり、文書の下書き（ただし、公証人文書の場合は除く）や、有効性保証の手続きを欠いた不備な文書は、オリジナルではないのである。しかしながら、不要となりスクラップとなつたオリジナル（しばしば装丁のために再利用された）と、作成者が修正できない誤りを犯した結果、放棄された「失敗」文書とを区別することは、常に簡単と言うわけではない。⁽⁷⁾ 同様に、文書化と同時に文言の追加が行われたオリジナルと、後世の付け加えがあるオリジナルも区別せねばならない。

ここで対象としている時代について、もっとも重要な問題は、もちろん、オリジナルとコピーの区別である。この問題は、王や教皇、領邦君主や司教などの「権威の文書」については、ほとんど提起されない。これらの文

書は、目に見える有効性保証のしるしを具備しているからである。たとえば、印章がそうで、フランスの司教たちは、十一世紀後半を通して、次第にこれを備えるようになった。しばしば、印章を有することが、オリジナルの明確な特徴と見なされる。逆に、ここで問題としている時期、とりわけ十世紀から十二世紀までの私文書には、印章が付されていない。譲渡や売買、交換、同意などを記載したこれらの文書は、しばしば *signum* も含めて一人の手によつて書かれ、自署もなく、レイアウトも見栄えがしないものである。このような文書を前にして、これがオリジナルなのか、偽オリジナルなのか、それとも同時代のコピーなのかを決めるのは困難なのである。さらに、「コピー」か「偽オリジナル」かを判断することが難しいのは、古書体学上の問題以外にもさまざま理由がある。一つ例を挙げよう。七四五五年の日付のある、フエリクスというある司祭の文書が、サン＝ベルタン修道院に伝来しているが、これは二つのかたちで残っている。一つは、九六一年に、修道士フォルクイヌスが、彼が編集した年代記¹¹文書集のなかに転写したコピーである。いま一つは、孤立した单葉の羊皮紙に書かれたもので、後者の存在をフォルクイヌスはおそらく知っていたと思

われるが、利用しなかつた。おそらく、フォルクイヌスのコピーの方が、オリジナルにより忠実で、单葉紙の方は、重大な問題ではないとはい、多くの手直しを受けている。これらの手直し自体、八世紀の史料を、十世紀前半の修道院の関心事や、「時代精神」に合致させようとする思考から生まれたものと思われる⁽⁸⁾。しかしながら、この单葉紙を偽オリジナルと判断することは行き過ぎのようと思われる。なぜなら、ここには人を騙そうとする意図はないからである。文書形式学は、首尾一貫した用語法という点では、若干問題を抱えたままである。「刷新文書」とか、「練直し文書」という表現は、この場合、まだましな方と考へるべきだろうか。いずれにしても、この場合、オリジナルとは無関係であることは明らかである。

有効性問題は、別種の諸問題を提起する。文書形式学者は、ここでは、「文書」（信頼性を保証された権利証書）としての性格を簡単には証明できない史料を相手にすることになる。たとえば、ノティティアの場合がそうである。この用語は、あまりに便宜的、多義的に用いられ、複数の文書類型を同時に含意する。あるものは、確かに「信頼性を保証するべく」作成されたものである。

たとえば、メロヴィング期以来三人称で作成された、物件の交換のための文書や「法廷文書」、さらに、一人称で語られる証書の付録として付加された財産引渡しの記述、そのほか羊皮紙の断片に書かれるか、あるいは「寄進帳」にまとめられるかした、法行為や文書の要約などが挙げられよう。しかしながら、これらとは別に、とりわけ十一世紀以降、教会・修道院が、彼らが受益者となる法行為や、彼らが犠牲となつた紛争、さらには財産の危機などを記載した史料がある。この種の史料は、一〇四〇年から一一二〇年の間、ロワール河流域で非常に多く伝来するが（サン＝ト・バン・ダンジエ、ラ・トリニテ・ド・ヴァンドーム、マルムティエ、ノワイエ）、他の地域でも同様なものが見いだせる⁽⁹⁾。これらの「叙述型ノティティア」は、証書が語らない詳細を教えてくれるだけでなく、証人や財産の性格などの、法的に必要な諸要素についても記載している。これらは、「記憶のための備忘録」であつて、当時は、教会内部に限定された機能しか持つていなかつた（この点は、マルムティエ修道院のノティティアについては明確であり、文書冒頭では、将来の修道士たちに内容を記憶するよう呼びかけられて⁽¹⁰⁾いる）。これらをただちに「文書」と形容したり、「それ

自体で、信頼性を付与する有効性保証のための諸条件を満たして作成された」とすることは困難である。しかしながら、これらのノティティアは、まさに信頼性を獲得するために作成され、権威による有効性保証のもとにおかれることもあり得たのであり、この場合には、「信頼性を有する」「文書」としての価値を有したのである。

最後に、「パンカルト」について、いくつか指摘しておきたい。これは、ミシェル・パリッスが注意を喚起し⁽¹¹⁾た、とてもなく複雑な史料類型の一つである。この種の史料は、十一世紀半ばから十二世紀末までの時期に、ノルマンディからロレーヌにかけて、またロワール河の北でも南でも非常に多く伝来している。これらは、十一一二世紀に新しく生まれた多くの修道院、律修参事会教会における、重要な記憶管理の手段であった。簡単に言えば、これらの史料は、共通点として、一つの同じ支持体の上に、複数の法行為を語る複数の「テクスト」を集積しているのである。これらのテクストは、証書のかたちもとるが、よりしばしばノティティアである。いくつかのパンカルトは「継続文書」であり（後世、追加を受けている）、別のは、真の意味でカルチュレールの前段階とみなしうる。形態としても、あるパンカルト

は、過去の文書を全文転写するが、他のものは、もとの素材に手を加えたり、要約したりする。しばしば、同一の羊皮紙上に、「最初の状態の作成」を示すテクストに加えて、個人情報、過去の証書やパンカルトなど、過去の多様な史料に由来するテクストが同居することさえ見られる。このような怪物のような史料を前にすると、歴史家は、ただ一つの安定した要素である支持体としての羊皮紙にしがみつき、それを基礎的な要素と見なしたくなる。すなわち、この羊皮紙こそ、パンカルトの「オリジナル」というわけである（ちょうど「カルチュレールのオリジナル」と言うように）。この態度は、実際のところ、多くのパンカルトが、有効性保証のためのしるしを具備していることからも正当化され、したがって、この場合には、全幅の意味で、「オリジナル文書」を語れるというわけである。しかしながら、それぞれのパンカルトはと言えば、いわばいくつかの単位の集合体であり、それぞれの「入力単位」は、固有の歴史を有している。すなわち、記載される法行為についての（文献学的な意味での）「証人（証言）」であるばかりでなく、ときには、過去の文書オリジナルの痕跡も含んでいるのである。史料刊行の際には、これらの「各入力情報」の性格が明らか

かでない場合や、それを独立した法行為（あるいは文書）として取り扱いがちである。これらのノティアやパンカルトを前にすると、文書を研究する歴史家、そして史料刊行者は、オリジナルを決定しようとしても、その基準を失つてしまふのである。

以上を要約しよう。「証書」が問題となると、オリジナルの観念は基本である。オリジナルは常にその存在が前提とされる、ただ一つのものである。たとえ、複数が同時に発給される場合でも、当事者で分け持たれる場合でも（十一世紀以降、キログラフが発展する）、事情は変わらない。史料刊行に際しても、オリジナルは基準を提供するのである。しかしながら、ノティアやパンカルトを前にして、中世史家は、ちょうど失われた古代テクストの復元と同じような問題になつかる。すなわち、写本間の系統関係も分からず、「異説」と「版」の境目を決定する」ともできなくなるのである。

ついでに、これらの史料について、同時代人はどのように考へていたのかを検討しよう。

—オリジナルと「*authenticum*」と*exemplar*

—オリジナルと「*authenticum*」と*exemplar*

中世初期の史料が、オリジナルについで語るにとまつたにない。記述史料においても文書史料においても、文書は通常、その一般的性格（証書 *carta*、命令 *præceptum*、特權 *privilegium*）、法的内容（譲渡 *traditio*、交換 *concambatio*、譲渡 *donatio*、売却 *venditio*）、処置のあり方（王文書における命令 *praeceptio*）等にはその機能（遺嘱 *testamentum*、文書化 *instrumenta cartarium*）等によって表現されてしまう。ハムゼ、ハヤルル禪頭王によつて発給された滅失文書 *carta perdita* はついても同様である（文書の破壊の結果、重大な損害を蒙るゝことから教会機関を保護するための文書）。時代を下れば、一〇九八年のサン＝リキエ修道院の文書目録においては、*præcepta*、*privilegia*、*conditiones*、そしてとりわけ *testamenta* などへ用語として、各文書が形容されてしまつて、オリジナルとこう観念は、中世初期の人びとには無縁であり、混乱した用語法のなかに溶解したと結論づけるなら、私には、これは誤った見方であると思われる。實際

のとおり、オリジナルという観念は、厳として存在していたのだが⁽¹⁴⁾、それを形容する特有な用語が、かなりまれにしか現われないのである。オリジナルを「コピー」と区別する必要が感じられた場合など、特別な状況においてすら、そうなのであるのである。他方、オリジナルよりはるかにしばしば言及されるのは「コピー」であり、この検討から、私たちは、オリジナルという観念が、当時の人びとの心性にしつかりと根付いた、あるカテゴリーをなしていたことが分かるのである。

この二つの現実を示すために、二項対立的に言えば、*authenticum* と *exemplar* と二者のラテン語が、それぞれオリジナルとコピーを指すために使われていた。⁽¹⁵⁾ しかしながら、問題としている時期を通じて、*exemplar* の用例は非常に多いのに対し、*authenticum* はむしろまれな言葉と言える。現在と同じく当時も、書簡や特権のコピーと云ふ方があった (*exemplar litterarum ou privilegii*)。

他方、史料が明確にオリジナルとそのコピーとの関係について語っている場合でも（このようないとはまれである）、オリジナルは必ずしも *authenticum* と呼ばれたわけではない。アルデンヌ地方にあったサン＝チュベー

ル修道院の年代記を繙いてみよう。一一〇六年以前に完成していったこの作品には、ある有名な一節があり、そこでは、一〇七四年に、修道院長チエリが、ローマから教皇グレゴリウス七世の特権文書を持ち帰ったことが述べられている。彼はこの文書を、リエージュ司教に提示したのだが、後者は、老いさらばえた老人で、いつも大助祭のボゾンがつき従っていた。司教は、文書をじかに見ようとしたが、ボゾンが彼の手から文書を奪いとり、点検を始めた。この一度「折り畳まれていた文書」*explicita carta* を、大助祭は読むことができなかつた。なぜなら、これは「彼には分からぬ文字で書かれていた *ignotis sibi ad legendum notis*」からである。説明を施すと、この文書は、「ローマ教皇庁書体」と呼ばれる書体で書かれており、この書体は、実際のところ、最初はかなり解読が難しいのである。大助祭は、個人的にサン＝チュベルの修道院長に対して敵意を感じていたので、この文書は、その「野蛮な」書体から見て、司教座の諸権利を危うくする怪物を隠していると主張した。⁽¹⁶⁾ 数日後、修道士たちはコピーを持参し、このコピーは、オリジナルと「一字一句」突き合わされた。この一節全体において、*exemplar* という用語がコピーを示すために使われてい

るが、文書オリジナルは *privilegium*、あるいは *carta* とか呼ばれていない。後者については、ハハリでは、物的支持体の特別な意味、すなわち羊皮紙という意味で使われてゐる。⁽¹⁷⁾

authenticum という用語が史料に現われるのは、通常、*exemplar* という用語との関係においてである。まず、七七九年のシャルルマーニュの王文書オリジナルを検討しよう。これは、サン＝ジエルマン＝デ＝プレ修道院に、ヴィルヌッフ＝サン＝ジエルジュにおける流通税免除特権を付与する文書である。この文書の裏面には、史料刊行者によれば九世紀の書体で、以下のよつた記載がある。「流通税に関する王文書 *Preceptum de teloneis* (同時代に、以下の諸語が付加) ヴィルヌッフねよびその他の場所について tam de Villa Nova quam de aliis locis オリジナルと複数のコピー (最後の二三語のみティロー速記) authenticum et exemplaria」。現在伝来してゐるのはオリジナルだけだが、ブルスラウの指摘のとおり、この言ひ回しはおそらく、少なくともサン＝ジエルマン＝デ＝プレ修道院の文書庫には、かつてオリジナルのかたわらに複数のコピーが存在したことを示してゐるものと思われる。⁽¹⁸⁾ 諸権利を実効あるものとするために、複数のコピーを準

備しておくれりどが、受益者である教会にとっては必要であつたことを示す史料は少くないのである。⁽²⁰⁾

六〇四年に死んだグレゴリウス大教皇はすでに、彼の書簡の一において、以下のよべに述べてゐた。「お」オリジナルを見ていないならば、コピーをつくればされどなれど。Si *authenticam chartulam non videmus, ad exemplaria nil possumus facere*⁽²¹⁾ ハルメンストリマーねむびイッダの息子によると、一つの遺言文書においても、*authenticum* と *exemplar* の間の区別は明瞭だが、これらは、七世紀前半のコピーでしか伝来しない。エルメントリュードの文書は、下署欄も含めて、全部が一人の手によって書かれてゐる。二番田の文書は、証人の下署が下署として確認されるが、彼らは *autentico vidi exemplare subscripti* と、書かれてゐる。ハレルの証人は、それから、オリジナルを見て、コピーに下署したことをになる。ハの言ひ回しは、かなりよく見られるもので、六七二年に、ボワトゥのアルダン所領をめぐつてル・マン教会のために発給された、シルデリック一世の文書のコピーの下部にも存在する。このコピーには、十四人の下署があり、そのほとんどは教会人だが、以下のよつたほとんどの同じ形で提示されてゐる。Ego N *autentico vidi*

exemplar et subscripti⁽²³⁾ 現在なら、「オリジナルと同じである」とを照合済み」のコピーと書くに違ひはない。この照合済み保証のコピーという慣行は、古代末期からの継承としてメロヴィング期には存在していた、都市登記簿 *Gesta municipalia* のなかに文書を記載する手続きの、一つの継承である。九二〇年代のラングドックにおいて、この「真正性が保証されたコピー」のよい例がある。転写された文書は、エルヌ修道院のために発給された、八七六年の譲渡文書である。コピーは、手続きを記述する保証文書から始まる。「引渡し」の手続きは公開で、コピーは、「司祭、裁判官、俗人信徒たちの」面前で、司祭によつて作成され、立会者たちは、彼らの下署あるいは *signum* をコピー *exempla traslata* に付した。証人の一人は、オリジナルは読み上げられ、彼はそれを聴きかつ見て（オリジナル、それともコピー？）、転写は忠実であった、と書いている。司祭は、オリジナルを「見て再読し *ab authentico vidi, relegi」、コピーを忠実に作成したと述べて *hoc exempla ... fideliter translatavi*、下書している。⁽²⁴⁾ 士国の反対側、フランンドルでも、グントベルトというシチウ（サン＝ベルタン）修道院の能筆な修道士が、修道院創建文書のコピーを作成した際に、彼の名*

前と、八五一年という転写の年代を、よき書記にふれわしく、コピー *exemplar* の言及として書き込んでいる。これもおそらく、そのコピーの権威を高めるためだったのであろう。⁽²⁵⁾

「適切に照合証明されていない」にもかかわらず、單独の羊皮紙上に通常の形式で作成されたコピー *exemplaria* は、フランク王国でもランゴバルド王国でも、大変多く確認される。伝来してくる *exemplaria* は、アーカイヴズ資料のなかに、このかたちでしばしば同定される。*exemplar* という用語は、文書においては、裏面記載や、表面であれば、上部の欄外に現れる。この二つのやり方は、コピーによつては同時に使われている。たとえば、七五一年に、西サスピンによつてサン＝ドニ修道院のために発給された文書の、史料刊行者によれば八世纪に作成されたコピーがそうである。同様に、七九四年の日付のある、サン＝ジエルマン＝デ＝ブレのための譲渡を記載する私文書には、表面上部に同様の記載がある。表面に記載するという同じやり方が、異なる二つの教会において用いられてくることは、このやり方が、当時の社会に広まつており、承認されていた手続きであつたことを推測させるものである。⁽²⁶⁾

Exemplar が独立した单葉の羊皮紙上へのコピーの場合、これは、コピーである」とがわかるが、結果的に混乱を生じるやうなことがであるほど、authenticum に似せて作られたのだろうか。なんらかのかたちで、「不完全」な痕跡を示しているのではないか。この点で興味深いのは、すでに言及した七五一年のムンヘの文書について、オリジナル (ChLA 595) とコピー (ChLA 596) を比較することである。オリジナルでは、宮宰によつて十字架が書かれてゐるところに (ムンヘも、ムンヘ自身の筆ではないかもしないが)、exemplar では削り取つた痕が見える。この痕跡は、この羊皮紙には奇妙とはいへ、有効性保証のしるしがあつたことを隠そうとしたものだ、と信じ込ませるためにではないだろうか。このような例はただ一つだが、特筆に値する。exemplar から、有効性保証のための重要なしるしをあえて削り落したことは、オリジナルを特徴づけるものゝや、有効性保証のためのしるしにほかならないことを暗示しているように見えるのである。原初の祖形となる意味でのオリジナル觀念を越えて、authenticum と云ふ用語は、文書の真正性を指し示すものである。この理由から、authenticum と云ふ用語は、「偽オリジナル pseudo-original」には適

用してはならないよつてに思える。⁽³⁰⁾ authenticum とは、書かれたものにつひての完全な権威を有し、exemplaria はそれなしくては存在しないといつて意味で、たゞしく「由」=「言及的」なのである。このことは、法的効力の付与につひての言及や、グレゴリウス大教皇の文章などが、またたきかたちで明らかにしてゐるといふのである。

これまで検討しておいた二つの史料から、コピー exemplaria の慣行は、王文書にも私文書にも同じように存在する事が分かる。私文書の場合には、実際のところ、羊皮紙自体が exemplar と呼ばれることがある。紀元千年前の文書を、(イタリアは別として) もつとも豊かに伝来させてゐるザンクト=ガレンにつひて、マルク・メルシオウスキーは、オリジナルらしく見せかけているコピーのなかに、exemplar 云ふ文書裏面記載を持つ私文書を四九通数え上げてゐる。コピーであることがこのように明示されてゐる場合、コピーはオリジナルと同じではありえないことを示してゐる。たとえ、自署の慣行が薄れるか不在であるため、オリジナルとコピーの違いが明白ではないとしてもである。それゆえ、思うに、カロリング期のザンクト=ガレンの修道士たちにとっては、オリジナルは、私文書であつても固有の「価

「値」を有していた、あるいはむしろ、この価値は単なるコピーには欠けていたのである。以上から、私には、ドイツの文書形式学によつて、オズワルド・レドリッヒ以来流布されてきたつぎのような一般的理解には、修正を施す必要があるようと思われる。この理解にしたがえば、カロリング期の私文書オリジナルは、単なるコピー、あるいは要約としての価値しかない。というのも、文書の価値は、当時、証人の名前によつていた、というのである。⁽³²⁾ カルチュレールや、とりわけ「寄進帳」が作成されたセンターにおいては、この説明はおそらく正しいのかかもしれないが、どこでもそうだというわけではない。オリジナルの「価値」を生み出せるのは何なのかについて、検討するときがきた。

三、オリジナルの核心

言うまでもないが、文書オリジナルがそのようなものとして認識されるためには、その有効性と権威を保証するさまざまな要素が具備されなければならず、それは、それぞれの史料類型や、その時々の地域ごと、在地ごとの慣習によつて定まつてゐる。下署、*signum*、十字架、モノグラムなどの有効性保証のための道具や、

文字、図像、作成手続き等によつて表現されるさまざまな指標は、確かに文書にその資格を与えるものであるが、これらについて長々と説明することは、私の意図ではない。ここではむしろ、おそらくは恣意的に選択された例ではあるが、以下のようなテーマについて考察するため、いくつか素材を提供したい。すなわち、物体としてのオリジナル、聖なるもの、十一世紀を通じての変容という諸問題である。

オリジナルの物質性

先ほど見た法的有効性付与についての言及は、証人が authenticum を「見た」、という点を強調していた。こゝでは、ほかによい表現がないので、とりあえずオリジナルの「物質性」と呼んでおく、重要な事実が提起されている。文書オリジナルとは、その内容を理解したり、読んだり、コピーしたりする、単なるテクストではない。見たり触つたりするモノでもあります（ペーター・リュックは、オリジナル文書の「外観」の重要性を強調した）。⁽³⁴⁾ オリジナルとは、支持体と、テクスト、しるし、記号が合体したものなのである。ミシェル・ジン・メルマンが研究したカタニニアのオリジナル文書では、⁽³⁵⁾

十一世紀を通じて、(しばしば公的な存在である)⁽³⁶⁾書記が、下署欄において、文書中に、小さくあつても、さまざまの瑕疵が見受けられることを確認したり、指摘している」とがめずらしくない。すなわち、線を引いての訂正、順序の変化、行間の書き加え、インクの変化などである。この場合には、テクストが、オリジナルの物的性自体に優越(を「吸収」)しているのである。公的な「裁判官」によつて法的な有効性が保証されたカタロニアの文書は、それ自体によつてオリジナルの觀念を明示しており、同時に、その有効性を搖るがすようならゆる疑いを回避することができた。多量に流通していた文書の実践に慣れていたカタロニアの社会は、おそらく、オリジナルの効力を保証する処置について厳格であつただろう。逆に、文書の作成者に対する「社会的圧力」がそれほど高くなかつたところでは、オリジナルのかけがえのない「完全な」性格は、同じように強調されなかつた。いづれにせよ、私が思うに、カタロニアの文書作成者たちは、より一般化しうる一つの事実を告げている。すなわち、オリジナルとは、「このテクスト」、「このしるし」、そして「このモノ」なのであつて、他のなものでもないのである。

オリジナルに付与される価値とは、このオリジナル 자체が、それが記載する法行為の舞台に登場する役者の一つでもあるという事實に無縁ではない。周知のように、法行為の儀礼においては、しばしば文書オリジナルが登場する。祭壇への carta の安置儀礼についてはよく知られており、つい最近歴史家や文書学者による研究の対象ともなつた⁽³⁷⁾。この手続きは非常に古く、アレマニアおよびヴァイエルン部族法典において(八世紀)、教会への譲渡は、祭壇への carta の安置によつてなされるべきと規定されている。類似の儀礼は、(再検討の必要はあるが、おそらくカロリング期に一時的に影を薄くしたことを除けば)ここで問題としている時期を通して確認される。ここで問題となるのは、祭壇に安置された carta とは本当のところ何であつたのかということである。それは、単なる「儀式用物件」だつたのか、あるいは文字が書かれていたのか、その場合、完成版なのか、それとも、オリジナルの前段階となる「下書き」だつたのか。これらの問いは重要だが、ここで問題なのは、これらの技術的・具体的問題を超えて、それがどのようなものであれ、奉獻された carta が、法行為に關係したオリジナルと同一視される傾向を有したことである。オリジナル

は、こゝでは「祭壇への」譲渡物として認識されている。祭壇との接觸は、問題となる羊皮紙の価値になんらかの効果を付与しなかつただろうか。おそらくしたのである。

オリジナルの物質性は、それが通常の意味でのモノとして「真の意味で」問題となるとき、明瞭に現われる。九六一年に編纂された年代記³⁸カルチュレールにおいて、サン＝ベルタンの修道士フォルクイヌスは、八三八年のゴイベルトウスなる者の死を語っている。この人物は、ほどなくこの修道院の監督下に入つたあるバシリカ教会(Steneland)の創建者であり、この教会のアーカイブズ資料が、当時、サン＝ベルタンの文書庫に入つてきていたのである。この史料群のなかに、「ゴイベルトウスの死についての詳細な物語があり、そこには、「金で覆われた大きな魚（鯨？）の骨で飾られた」ロウ版について言及されている。このロウ版に、ゴイベルトウスは、自身の遺言をしたためたのであつた。³⁹ フォルクイヌスが、このロウ版を見たのか、それともそれについての以前の記述を再録したのかは分からぬが、私たちにとつて重要なのは、以下の点である。すなわち、このケースにおいては、オリジナル文書の物質的に特殊な外観が、遺言を自分で書いた (propria manu) という事実に結びつい

た結果、このロウ版がとりわけ貴重な「思い出の品」となつたという事実である。

ゴイベルトウスの場合には、「書かれるためのモノ」が問題であった。しかしながら、そうでない場合もある。周知のように、手袋やナイフ、木片、棒などが、所有権移転の儀礼において、財産の象徴物件として用いられていた。これらの物件のほとんどは、おそらく儀礼の際に利用されただけの、そのとき限りのものであつたが、なかには、後世保管されたものもあり、この場合には、単なる「儀式の飾り」であつたとは言えない。たとえば、フランス国立図書館には、十一世紀のものと思われるナイフの木製の柄と木片が保管されているが、そのそれぞれには、パリ司教座教会参事会に關係する取引の要約が書かれており、その当事者と証人が示されている。⁴⁰ 最近になって、この史料に新たに注意を向けた岡崎は、さらに、十二世紀のパリ司教座参事会のカルチュレールのなかに、同じく「この木片によつて per hoc lignum ou lignulum」という類似の言及を有する、一つのテクストを発見した。おそらく、この一つのテクストは、「木片」の上に、（おそらくは要約されたかたちで）書かれていたものと思われる。岡崎が指摘するように、これらのテ

クストは、「象徴物件上の単なるメモ」ではなく、眞の意味での「法的テクスト」と考えねばならない。これらのオリジナルが、カルチュレールのなかで、他の「通常の文書」と並んで転写されていることも偶然ではない。以上から、木片やナイフは、同時に、法行為の「象徴物件」であるとともに、文書「オリジナル」でもあり得るということになる。

付け加えておけば、象徴物件になんらかのテクストが書かれていなくとも、法行為のテクストを記載した羊皮紙に、これが固く括り付けられることがある。たとえば、クリュニ修道院のあるオリジナル文書に結び合わされた小枝（フェストウーカ）⁽⁴¹⁾がそうであるが、これについては、のちほどあらためて検討しよう。このとじ合わせは、二つの要素の結合を強める働きをする。すなわち、書かれたものは、象徴物件の意味を解説し、物件の方は、羊皮紙に対して、文書の生成に関連する儀礼の際にそれが用いられたことを思い起こさせることで、付隨的な力をもたらすのである。

「聖なるもの」についての問題

オリジナルが、威信高い権威（君主、教皇、領邦君主、

司教）から発給されたものであれば、この発給者の威信が発給された文書オリジナルにも働く。しかし、これはどの範囲まで通用する議論であろうか。ヨッヘン・ヨーレントは、最近出版された書物で、八九六年と一〇四年の間に発給された教皇文書を通して、地方教会における教皇文書のイメージを探ろうとした。その書物で、彼は、教皇文書は、聖ペテロ（教皇は、その地上における代理人である）との接觸によって獲得された「聖なるもの」を享受しており、その意味で、典型的な聖遺物としての価値を有していると判断しているようである。⁽⁴²⁾ 彼の議論を最後まで受け入れることは困難だが、教皇（および教皇文書）が、聖ペテロのアウラの恩恵を受けていることは明らかである。しかし、この靈的な力のインパクトは、最終的には、教皇文書の受益者と「利用者」が付与する感情的な資本に負っている。つまり、私としてはむしろ、教皇は、みずからが発給する文書の靈的な価値の評価を、相手側に委ねているということ、そして、それがゆえに、教皇の特権文書を、明瞭に識別されるモノ、すなわち芸術作品や「デザイン」として創り上げようとしたと考えたいのである。ペーター・リュックは、この芸術作品としての文書に関して素晴らしい研究を残した。⁽⁴³⁾

しかしながら、文書オリジナルは、本当に聖遺物と見られていたのであろうか。この問題は、本格的に検討するに値するであろうが、ここでは、いくつかの道しるべを提示するにとどめたい。五七三年に死んだリヨン司教聖ニジエの伝記のなかで、トゥールのグレゴリウス（五九四年没）は、以下のような逸話を語っている。

「いまだ聖人の存命中のことだが、ある貧者が、「聖ニジエより」署名入りの手紙 litteras を受け取った。彼は、これを手に、信仰篤き人びとのもとに施しを乞うて回った。聖人が死んだ後も、彼はこの手紙を手にして歩き回り、施しを与えた人びとからかなり大きな金銭をもらい続けたが、それはこの聖人の「記憶 memoria」のゆえであつた。人びとはみな、聖人の署名を見ると、この貧者になにがかの施しを与えると願うのであつた。」

ニジエの死の後、この手紙はその資格が変容したのである。（おそらく托鉢許可書であった）この行政資料は、聖人となつた司教の「思い出の品」となつた。この手紙は、聖人の自署のゆえに、聖遺物のようなものとなつて、奇蹟を起こしさえしたのである。この手紙が盗まれ、盜

人を見つけた貧者は、司教のもとに訴えた。審理がおこなわれ、盜人は、要求されたとおり、自署の上に手を置いて宣誓することを承諾する。彼が手を伸ばすと、ひっくり返つて倒れてしまったのである。

中世初期の多くの文書は、司教ニジエの手紙と同じ資格を有するに値するものであつたかもしれない。とりわけ私の念頭に浮かぶのは、七世紀に、何人かの司教から修道院へと発給された免属特権文書である。これらの文書は、ときには聖人として敬われていた人物を含む、多くの人間の下署を有している。⁽⁴⁵⁾ ところで、私は、これらの文書のオリジナル（あるいはオリジナルと見なされる史料）は、下署した聖人の自署のゆえに、特別な価値を持つていたのだと考えているわけではない。六六三年のシチウ（サン＝ベルタン）修道院のために聖アウドマルスが発給した特権は、確かに今日では偽文書と見なされているが、何度も言及している年代記＝カルチュレールの著者フォルクイヌスの目には、真正な文書とうつっていた。しかしながら、私には、この年代記作者が、この文書を聖人の聖遺物と見なしていたようにはまったく見えないのである。他の文書とまったく同列に転写されているからである。さらに、一〇六〇年代のコルビー修道

院でも、以下のことが確認される。六六四年にアミアン司教ベルトフレドウスによつて発給された免属特権文書

には、もつとも威信高いと見なすべき聖人司教の下署のオンパレードが見られるが⁽⁴⁶⁾、文書自体は、法的側面とは別の価値を持つていたわけではまったくない。聖人たちの下署は、ただコルビー修道院により大きな栄光を与え、ここでの処置内容により大きな効力を確保するためだけのものである。この文書は、十二世紀初めにいたるまで、複数の修道院一件書類^{II}カルチュレールに何度も転写されたが、法テクスト以外の取り扱いを受けてはいない。

私の知る限り、トゥールのグレゴリウスの証言は孤立したものである⁽⁴⁷⁾。聖人によつて発給されるか、あるいは下署された文書オリジナルは、彼が所有していた書物であるとか、あるいは当然のことだが、その殉教の際の道具と同じ価値を持っていたわけではない⁽⁴⁸⁾。この性格の違いは、おそらく聖遺物という概念自体によるものであろう。しかしながら、おそらく、自署慣行および「自署の崇敬」の展開と、この性格の違いを関係づけることもできるかもしれない。自署の慣行こそ、グレゴリウスの時代にはまだ遠からぬ古い時期には非常に強力であり、カロリング期以後には、衰えていく現象だからである⁽⁴⁹⁾。

変容はあつたのか？

一十一世紀のある史料についての諸問題

十五年ほど前から、専門家たちは、研究によつては時期が若干前後に拡がる、広義の意味での十一世紀に生成した文書史料を、より大きな注意をもつて眺めるようになった。この時期には、文書生産の諸条件の深い変容から生じた、例外的なまでに創造性豊かな文書作成が認められるのである。いくつか特徴的な要素を指摘しよう。

文書化については、その射程は拡大するが、その機会としては、教会との関係に縮小した。書き物による記憶（それゆえ、文書の取り扱い）は、教会によつて制御されるに至つた。他方、類型や形式の混淆によって、伝統的な文書カテゴリーが再編された。記憶の保持のための書き物（ノティティア）と、法行為の達成を記録する書き物（証書）との若干混乱した交じり合いが生じもした。中世初期のフランク時代の書式集が次第に放棄された。そして、より柔軟で、より豊富、より多様な書き物が出現したが、そこでは、ほとんど脅迫観念に駆られたかのような記憶への関心が読み取れる⁽⁵⁰⁾。これらの変化はどれも、文書オリジナルの概念に影響を及ぼしえたのである。

まづ、フュストウーカが結びつけられたクリュニーの文書を、いま一度検討しよう。この史料は、修道院長オディロンの時期のものだが（九九四—一〇四九）、この物体は別としても、私たちの注意を引く。ハノヤの処置内容の一つは、クリュニーのある女性領臣 *ancilla* の譲渡だが、これは、「⁽⁴⁾あと後になつて post multum temporis」、異議申し立てを受けた。意義を申し立てたのは、当該法行為の主体（一人の兄弟）、およびそのように見なされた者たち（この文書には記及されないジルギール・ド・クリュニの他の息子たち）であり、合計六名の兄弟と四名の姉妹、そして彼らの母である。この女性領民の夫であるジョトサルドウスは、オディロンのめとに助言を求めたが、⁽⁵⁾これに対して、オディロンは、

「訴え人たち *querelatores* がかつて作成せり fieri regaverant」、やの有効性を保証した *firmaverant* 証書 *carta* を、すぐさま探しやした。修道院長は、証書を見つけねど、彼ら兄弟たちを、修道院の回廊、泉のといふに、聖パウロの祝日（六月二十九日）によび出した。彼は、彼ら、およびやに列席したすべての者たちに、彼ら訴え人たちが、かつての女性領臣 *ancilla* について作成した *quam*

... fecerant 証書を見せた *ostendit*。何人かの者たちが、この証書に同意したが、他の者たちはこれを否定した *negaverunt*。修道院長は、優しく言葉で彼らを慰撫し *liniens* ... illos dulcis sermonibus、彼らは ⁽⁶⁾ソリュウスを呼んだ。そして、彼らに対しても、もう一度、この証書を固める *firmare* もうに求めた。すねん、すぐしての者が、あらためて、それぞれ一度ずつ *semel et bis*、前述の修道院長の手のなかで、この証書の効力を保証し *firmaverunt*、全員が一致してこれを固めた *corroboraverunt*⁽⁵⁾。

いま検討した物語は、実は一番目の羊皮紙の上に書かれており、これは、異議申し立てを受けた証書 *carta* に括り付けられているのである。ごくつかの証拠かい、この新しい文書の方は、一〇四九年少し以前のことと判断される⁽⁵³⁾。いま翻訳した物語の直前の箇所では、バラフレーズするかたちで、証書 *carta* すでに記載されていた内容が再録されているが、この際、細かな付加を受けている。私たちの問題に関し、この史料から何が指摘できるだらうか。

— 異議申し立てを受けた証書 *carta* は、ただしく

リジナルの資格を持つていた。修道士たちは、これを探し、（クリュニーの文書庫で）それを見つけ、公けにそれを提示し、訴えたちは、これがかつて彼らがその作成を求める⁽⁵⁴⁾、firmatio という儀式でこれを固めたものであることを承認した（このオリジナルには、signum の列挙以外の痕跡はないので、この firmatio とは、文書に触れることであつたと思われる⁽⁵⁵⁾）。また、文書に「同意する」とを嫌がつた者たちも、この証書 carta が偽文書であると疑つたのではなく、彼らのそむやかな譲渡に関する同意を問題にしたものと考えられる。もしも、この文書には、史料刊行者によれば十一世紀の筆跡で、「オデュルリクスと彼の兄弟たちの文書 Carta Odulrici et [fratris] ejus」という言及が記載されているが、これもまた、この文書を、「修道院の内部資料ではなく」彼ら俗人の文書と考えられるものである。

——第一の文書は、実のところノティティアであつて、（証書 carta のなかに記載されていた）最初の法行為の確認を語つてゐると言える。そこに、金錢的な処置が付け加えられているわけである。しかしながら、このノティティアは、有効性保証のしるしをもつていてない（signum はまったくない）。テクスト中で語られる、俗人た

ちがつまつまに行つた確認行為 firmations は、証書 carta に対して行われたものである。とはいへ、いずれにせよ、この証書に括り付けられているフェストゥーカは、クリュニーの史料群でも非常にまれな例だが、これらの新たな確認行為 firmations の痕跡であり、すなわち、ノティティア作成後に付加されたと考えることも可能である⁽⁵⁶⁾。私たちには、このノティティアが、訴え人たち querelatores の面前で書かれたのか、あるいは後から作成されたのかも分からぬ。文書形式学者にとっては、これは「（最初に書かれたという意味で）オリジナル・ノティティア」ではあるが、私としては、「文書オリジナル」と見なすべきか（あるいは、そのように見なされていたかどうか）については、確かにないと思う。史料刊行者は、この文書を「確認文書」と名付けているが、これはゆきすれどある。しかしながら、証書 carta と結びつけられるこのノティティアは、その付録となつたことは、指摘しておかねばならない。他方、すでに述べた「オデュルリクスと彼の兄弟たちの文書 Carta Odulrici et [fratris] ejus」という文書裏面記載も、全体との関連で言えば、正確にはこのノティティアの裏に書かれており、かくして、これら二つの史料を、この文言

のものに、以後一体のものとされる役割を果たしている
かのようである。⁽⁵⁷⁾

結局のところ、クリュニーの修道士たちは、「法行為の達成を記録する書物」と「記憶のメモ」とを結びつけて、「一件書類」にまとめたわけである。ノティティアは証書 carta の有効性を更新したのであり、二つの史料の結合は、当該財産の歴史について完全な像を提示するものとなつてゐる。ハハで採用されたやり方は、当時の考え方でも、「実務的」、「業務管理上」のそれであつたろう。同時期、他の修道院でも、「継続される文書」と呼びうるもののが作成されていた。これは、最初の法行為を記載する「オリジナル文書」に、多かれ少なかれ簡潔な追加や、当該財産に関する新しい法行為の短い言及が、付け加えられていくものである。そして、ロワール河流域に見られる諸権利列挙型のノティティアもまた、他の類似のものと同様、基本的には同一の配慮を垣間見せてくるものなのである。ハハでの問題について言えば、クリュニーの例は、確かに周縁的ではあつても意味するところは大きく、私には、この時期を特徴づける、ある種の緊張関係を証しだしてゐるようと思われる。すなわち、文書形式上のなんらかの正当性の維持 (carta

と noticia との区別) と、「記憶の管理」についての実際の必要性との間の緊張関係である。

最後に、十二世紀初めに話をひろげ、カルチュレールの序文についていくつか指摘したい。カルチュレール編纂者が行つていた作業は、過去を総括するという仕事であつたが、結果として、彼らは、オリジナルについて眼差しを向け、場合によつては、これらになんらかの判断をくだすこととなつた。そして、その作業を通して、オリジナルに対するなにを期待していたのかを、私たちに教えてくれるのである。一一七六年に、サン＝タマン修道院の最初のカルチュレールの編纂者であるゴチエは、序文を残している。⁽⁵⁹⁾ ハハではゴチエが、彼の仕事は「文書の渡し守、救援者（管理人）」であると宣言している、短い一節のみを提示しよう。彼は、これらの文書（オリジナル）について調べたいという人の仕事を容易にすることを目指しており、オリジナルに対する細心綿密な尊重を表明している。

に付されてゐる古文書において、眞の証言を探すよ⁽⁶¹⁾。

に⁽⁶²⁾。

オリジナルは、「コチエ」といへ、テクストであると同時に、「参照すべき物体」としても重要であつたと想われる。とりわけ、彼は、諸権威に由来する印章付の文書に注意を寄せてゐる。彼には、文書についての階層構造、といへりとは、それに応じた効力の階層構造、といへり意識が見受けられるが、とりわけなお保存されている印章程の注意が目を引く。この時期は、おもへるの有効性保証のしるしが普及を開始した時期であった。「理念的な」オリジナル観念は、コチエのものでは、印章が付された王、教皇、司教文書という形で具体化していくように思われる。これは、単に、発給者の威信や文書の内容の性格という理由だけではなく、以後の時期においては、文書の有効性を全般的に決定する指標となつてゐる、とするしの故であつたろう。

印章に対して注意するところより、オリジナルの有効性についての諸条件を、より広い再定義の文脈に置き直すことが必要となる。その体系的な表現として、少しのちの、教皇アレクサンデル二世の著名な教皇文書中のテ

クストがある (JL 13262; 1167-1169)⁽⁶³⁾。

「真正な文書は、必ずしも人の記載を欠いており、あることは、公的なものとして、公証人によつて作成されておらず、またそれによつて固められる真正な印章を持たないが、余には、かかる効力を持たないものに思われる。Scripta vero authenticata, si testes inscripti decesserint, nisi per manum publicam facta fuerint, ita quod apparent publica, aut authenticum sigillum habuerint, per quod possint probari, non videtur nobis alicius firmatis habere。」

「コチエの時代には、アングレーム司教で、教皇パスカル二世 (1099-1118) の使節であつたジエラールの判断が、この種の觀念の先駆けを示している。サン=ピエール・デュゼルシュ教会とヴァンタドゥールのクリュニー修道士たちとの間の紛争解決に際して、彼は、自分の田には「教皇法上の有効性 canonica firmitas」を持たなく書類を証拠と見なさる事を拒絶してゐる。別の場合には、逆に、ポワチエ司教が彼に提示した文書を「教皇法上有効な文書 canonica carta」として承認してこ

る。サン＝メクサン修道院とラ・シェーズ＝デュウ修道

院との間の紛争（一一一年）においては、ジエラールは、サン＝メクサン側が提出した書き物 *scriptum* を拒否した。彼らは、王ルイの譲渡による権利保有を主張していたのだが、そこでは、引き合いに出された文書が「王ルイの名において発給され」ていないことだけではなく、「著者も分からぬ純粹な物語」であると判断された。⁽⁶⁴⁾ ジエラールが、オリジナルの提出を要求したのかどうかはわからない。いずれにせよ、彼のもとに提示された書き物 *scriptum* は、ひょっとしたら「原初のノティティア」であったかもしれないが、適正なかたちで作成された文書に要求される規範には適合しなかつたのである。

結論として、以下の三点を指摘したい。

一 「オリジナル」の観念は、別の二つの観念と結びついていた。一つは、「そもそも、原初」というテクスト編纂上の概念で、いま一つは、「真正性」という法的な概念である。中世史研究者、とりわけ文書形式学者は、文書史料を取り扱う際には、常に、この二つの観念を操作せねばならないが、理論的には、両者は区別したほう

がよいのである。

二 「文書オリジナル」とは、常にテクスト以上のうちにかかる。それは、物体であり、まさにその物質性的ゆえに、そのモノの価値を支える、法的要素を越えるさまざまな価値を含み込んでいるのである。

三 紀元千年以前の時期に、オリジナル文書を表現するために用いられていた *autenticum* という用語は、それが自体で信頼性を保証する、というオリジナルの能力に関係するものである。これに対し、コピー *exemplar* とは、効力を得るために、「有効性の保証を受ける」か、あるいは少なくともなんらかの支えを他に求めねばならなかつたのであつた。オリジナルに承認された「真正性＝法的な効力を有する」という観念は、しかしながら、時期を通して一定ではなかつた。オリジナル文書はあるときは全幅な有効性を保証されながらも、その効力を失うこともあつたのである。周知のように、中世初期の印章がない多くの文書は、十二世紀に印章を付加されるか、あるいはこの時期の規範に照らして大きく刷新させられている。この時期には、文書の効力を保持させるために、そのような操作が必要とされたのであつた。これらのオリジナル文書は、私たちの目にはオリジナルの

価値は保持してゐるとして、書物におけることば、その「法的有効性」を失つ危険があつたからである。逆に、以前の時期、十一世紀をむかへて、少なくとも在地社会における法的な効力は、*authenticum* の名称を受けるに相応しきよつた資料のみじみにて確保されていたわけではなきより思ふ。文書生産の諸条件において生じた変容と、記憶保存のための書物の繁茂のため、おやひくは一時的な屈折現象が生じてゐたのである。

註

- (1) ハの論文は、1100七年二月四日（東京大学における、加納修講師のセミナー）、および二月10日（九州大学における、岡崎敦准教授のセミナー）で行われた報告原稿を再録したものである。お一人とともに、こま一回の講演会を組織していただいた大阪大学の江川温教授に、あらためて御礼申し上げる。この場を利用して、おひに、これらの機会に知己をえた、中世史研究者の皆さま、特に名を挙げれば、森本芳樹教授と松尾佳代子博士に感謝の意を捧げる。フランス語原稿の翻訳を担当していただいた岡崎准教授にも、御礼申し上げねばならない。
- (2) オリヴィエ・ギヨンジャンと私どもは、ハのトーマスの研究動向論文が、1100七年に、*Archiv für Diplomatik* 誌上に掲載予定である。

(3) *Charters, cartularies, and archives: the preservation and transmission of documents in the medieval West.* Proceedings of a colloquium of the Commission internationale de diplomatique (Princeton et New York, 16–18 septembre 1999), éd. Adam J. Kosto and Anders WINROTH, Toronto: Pontifical Institute of Mediaeval Studies, [2002]

(4) *Les cartulaires.* Actes de la table ronde organisé par l'Ecole nationale des chartes et le G.D.R. 121 du C.N.R.S. (Paris, 5–7 décembre 1991), réunis par Olivier GUYOTTEANNIN, Laurent MORELLE et Michel PARISSE, Paris, Ecole des chartes, 1993 (*Mémoires et documents de l'Ecole des chartes*, 39)

(5) *Charters and the Use of the Written Word in Medieval Society*, éd. Karl HEIDECKER (*Utrecht Studies in Medieval Literacy*, 5), Turnhout, Brepols, 2000; *Genesis of Historical Text: Text/Context*, éd. Shoichi SATO, Nagoya, 2005 (21st Century COE Programm International Conference Series No 4).

(6) *Vocabulaire international de la diplomatie*, rédigé par la Commission internationale de diplomatique, éd. Maria Milagros CÁRCEL ORRÍ, 2^e éd. València, 1997, § 42, p. 30.

(7) L. MORELLE, «Original mis au rebut ou acte 'manqué'? Lecture et critique d'un parchemin mutilé issu de l'abbaye de Saint-Amand (1105)», dans *Retour aux sources. Textes, études et documents d'histoire médiévale offerts à Michel*

Parisse, Paris, 2004, p. 179-191.

(∞) Ed. Maurits GYSELING et Anton C. F. KOCH, *Diplomata bellica ante annum millesimum centesimum scripta*, Bruxelles, 1950, no 15. 諸侯の御文紙に転写された版が、^参 諸侯の修道院の修道十団の諸権利について懇々と説いてゐる。この点は、この時代の危機の念が垣間見られる。このことから、修道院長が、ハルベル伯アルベル（九一八—九六五）であったりとも想起すれば理解できる。しかし、『カハ＝ブルタノ修道院のハカルクイヌスをめぐる』と題する研究指導資格論文のなかで（ペリ第一大帝、一一〇〇七年、近刊、III-I-III-III-III）、この文書の批判的検証を行つた。

(○) ハルベル伯アルベルの文書、カハ＝ブルタノ修道院の文書を参照。Dominique BARTHELEMY, «Une crise de l'écrit ? Observations sur des actes de Saint-Aubin d'Angers (XI^e siècle)», dans *Pratiques de l'écrit documentaire au XI^e siècle*, éd. O. GUYOTJEANNIN, L. MORELLE, M. PARISSE, *Bibliothèque de l'école des chartes*, t. 155 (1997), p. 95-117 [autre version dans D. BARTHELEMY, *La mutation de l'an mil a-t-elle eu lieu ?*, Paris, 1997, p. 29-55] ; Id., «Deux notices narratives du XI^e siècle dans leur contexte socio-judiciaire», dans *Genesis of Historical Text ...*, p. 103-112 (avec discussion).

(○) 一〇四〇年ごろの複数のハルベルが、^参 諸侯の修道院の修道十団の諸権利について懇々と説いてゐる。Nosse debitis si qui eritis posteri nostri, *Majoris scilicet huius habitatores Monasterii sancti Martini* :

voir Isabelle VÉRITÉ, Des pancartes dans les fonds des prieurés de Marmoutier? L'exemple des prieurés poitevins, dans *Pancartes monastiques des XI^e et XII^e siècles*. Table ronde organisée par l'ARTEM, 6 et 7 juillet 1994, Nancy. Etudes réunies par M. PARISSE, Pierre PÉGEOT, Benoît-Michel TOCK, Turnhout, 1998 (Artem), p. 63-93.

(1) M. PARISSE, «Les pancartes. Étude d'un type d'acte diplomatic», dans *Pancartes monastiques ...*, p. 11-62 ; Id., «Écriture et réécriture des chartes : les pancartes aux XI^e et XII^e siècles», dans *Pratiques de l'écrit documentaire ...*, p. 247-265.

(2) 丑申のカルナルムーヌのものと平行すべく、^参 本稿校証類。各オーバーナル文書が提示され異読せし、^参 本稿校証類。本稿証類に入れたのは、丑申のカルナルムーヌの文書を参照。École nationale des chartes [Françoise VIELLARD, O. GUYOTJEANNIN coord.], *Conseils pour l'édition des textes médiévaux. Fasc. I : Conseils généraux* ; fasc. II : *Actes et documents d'archives*, Paris, 2001, fasc. II, p. 119-121.

(3) ^参 本稿証類。本稿証類の検証と同様である。Cf. L. MORELLE, «Les chartes dans la gestion des conflits, France du Nord, XI^e-début XII^e siècle», dans *Pratiques de l'écrit documentaire ...*, p. 267-298, aux p. 268-276.

(4) Giovanna NICOLAI, «Originale, authenticum, publicum : una sciarada per il documento diplomatico», dans *Charters, cartularies ...*, p. 8-21.

(19) ハ)の幅皮、ヌメガラスの田舎の古文の解釈（安金
のための保管か、或は其の実際の利用か）に關しては、云々^ト
の如様を參照。 Alain J. Stockel, *Immunes ab omni teloneo.
Etude de diplomatique, de philologie et d'histoire sur l'ex-
emption de tonlieux au haut Moyen Age et spécialement sur
la Praeceptio de navibus*, Bruxelles-Rome, 1999 (Bib-
liothèque de Institut historique belge de Rome, 45), p.
180. Cf. Harry Bresslau, *Handbuch der Urkundenlehre, für
Deutschland und Italien*, 2^e éd., Leipzig, 1912-1932, t. I, p.
88, n. 1.

(22) Éd. H. Atsma et J. Vézin, *ChLA*, Dietikon-Zurich, t. XIV : France 2, 1982, n° 592 (Ermentrude) et t. XIII : France 1, 1981, n° 569 (fils d'Idda). Sur ces documents, voir H. Atsma et J. Vézin, « Deux testaments sur papyrus de l'époque mérovingienne : étude paléographique », dans *Haut Moyen-Age. Culture, éducation et société. Etudes offertes à Pierre Riché*, coord. M. Sot, La Garenne-Colombes, 1990, p. 157-168. 〔アーメントルードの夫の死後、娘のエリザベスが夫の財産をめぐる紛糾で訴訟を起こす事件〕が、ヘルマンの妻の死後、妻の娘のエリザベスが夫の財産をめぐる紛糾で訴訟を起こす事件。

(20) たゞハギ、八一一／八四六年の、トワール同教フロタ
ニカスからノタヽ修道院長ガヽカルヽウス宛て書簡を
輸呈。éd. Karl HAMPE, *Frotharii episcopi Tullensis epistola*
iae, dans *MGH Epistolae karolini aevi*, 3, Berlin, 1899, n°
30, p. 296-297 (trad. fr. dans *La correspondance d'un
évêque carolingien. Frothaire de Toul (ca 813-847)*, dir.
M. PARISSE, Paris, 1998, n° 12, p. 114-117) : «Mittimus

(23) Éd. Theo KÖLZER *et alii*, *Die Urkunden der Merowinger*, Hanovre, 2001 (MGH, *Diplomata regum Francorum e stirpe merowingica*), n° 110, p. 285, note *u*. Voir sur cet acte Alexander Callander MURRAY, «Review Article : The New MGH Edition of the Charters of the Merovingian Kings», dans *The Journal of Medieval Latin*, 15 (2005), p. 246-278, aux p. 260-261.

dignationi vestrae donationem illarum rerum exemplatam; pariter cum ipsa et domini imperatoris exemplationis cartam, quam nostro monasterio de teloneo, ut nusquam in toto suo regno a nobis exigeretur, fecit; emunitatem etiam similiter exemplatam».

(21) 田代・母のハルクナの翻訳による修道院記録の本文
原文。Ed. Paul EWALD et Ludwig HARTMANN, *Gregorii papae Registrum epistularum*, Berlin, 1891 (MGH Epistola, 1, III, 3, p. 161, 1. 21).

(24)

Claude DEVIC et Joseph VAISSETTE, *Histoire générale du Languedoc*, t. II, Toulouse, 1872, Preuves, n° 190, d'après le cartulaire de l'abbaye d'Elne : «Hic est exempla ab auctentico fideliter tolta nec addita nec minuta, sed juste et fideli translatia die kal. III° idus junii, anno XXX° regnante Karulo rege filio Ludovici in presentia sacerdotum, iudicium vel fidelium laicorum qui subter scripturi sunt in hac exempla vel manibus signa facturi. [Après transcription de l'acte] : S. Ingleberto. S. Isemberto. S. Vicefredo testes

qui ab autentico relegando audivi et visi hoc exempla fideliter traslata firmavi. Ausindus presbiter sicut ab autentico vidi, relegi hac exempla, presentialiter supradictis hominibus fideliter traslatavi die et anno quod supra.»

史』において採用されているやり方を思ひ起りやがる。グノンニヤベは、人の著作に五通の文書を挿入していながら(livre IX, 20, 39, 41, 42 et livre X, 16)、それもれば«exemplar...»。ツムヒト姫が眼玉まなこを持ててゐる。

(23) ハサウエハミルタノ修道院の創建行為を記す羊皮紙の裏面記載は、十六世紀に、原本のなかに筆跡された。Bibl. de l'Agglomération de Saint-Omer, ms. 750, fol. 3r) : «Exemplar traditionis Adroaldi quam ego peccator Gumbertus exemplatus sum anno Incarnationis Christi DCCCL. Ejus autem antiquitatem quodammodo tam(?) vitiosam operite lectores nequaquam etc.» 診道十ヶノテヅニシテシ。

(§) Herbert ZIELINSKI, «The Transmission of Lombard Documents (to 774)», dans *Charters, cartularies ...*, p. 33-42.

(27) XV : France 3, 1986, n° 595 (original) et 596 (copie). *チラシ*
平文類載は、虫糞の性格に依る温熱による。『Exemplar
Pippini de illis rebus quas Wicingus et [Cl] odio recepe-
runt de diversos pagos』。表面に「Ex em pl[ar]」と記載
の上にハーブルが、文書本文の下に繊維で、最初の
110の幅の一度上に書かれてある。

(28) *ChLA*, t. XVI, no 635. 頭の行の上に、(非常に状態
が悪いが) 以下の語が読める。『Exemplari』

chungsverdacht und Fälschungsnachweis im früheren
Mittelalter, dans *Fälschungen im Mittelalter. Internation-
aler Kongress der Monumenta Germaniae Historica,
München, 16.-19. September 1986*, Hanovre, 1988-1990, t.
II, p. 111-127, à la p. 121.

35) 一〇〇「母國の國田ノシテハアハヤ、」母國の
國の文書を即ち「アリーフニシテ研究會のアリエ
ル未平行書也原稿。cf. L. MORELLE, «Journée d'études
Copier les actes du haut Moyen Âge (VII^e-XI^e siècle)»,
dans *Bulletin d'information de la Mission historique
française en Allemagne*, t. 39 (2003), p. 31-38 (rapport sur

les communications). 千ノタニ=キルハ G exemplaria と
の二つの大規模な調査のなかにせば、九世紀のギルハム＝
ガルハ私文書をアーチアーネ事業 (CHLA ハーフィング) が
命ぜて 12 世紀の古文書は、ペーター・ヒューバート、カ
ーラ・ベイナード・カーテン、ヘルベルト・ヘンリーが整理
してある。

(32) Voir par ex. M. PARISSE, «Les pancartes...», p. 11-62, à
la p. 12 「*あくまで強き努力を極めし者たる者たる者たる*」

(33) クローラの文書は、その歴史の發展上、必ず
は、互いの譜文を参照。 Sébastien BARRET, «Éléments d'
institutionnalité dans les actes originaux du ‘fonds de
Cluny’ de la Bibliothèque nationale de France (X^e-XI^e
siècles)», dans *Die Bettelorden im Aufbau. Beiträge zu
Institutionalisierungsprozessen im mittelalterlichen Religio-
sentum*, éd. Gert MELVILLE, Jörg OBERSTE, Münster, 1999
Vita Regularis, 11), p. 557-601.

(34) Peter RÜCK, «Die hochmittelalterliche Papsturkunde
als Medium zeitgenössischer Ästhetik», dans *Arbeiten aus
dem Marburger hilfswissenschaftlichen Institut*, éd. Erika
EISENLOHR et Peter WORM, Marburg an der Lahn, 2000
(*Elementa diplomatica*, 8), p. 3-29; ID., «Die Urkunde als
Kunstwerk», dans *Kaiserin Theophanu: Begegnung des Os-
tens und Westens um die Wende des ersten Jahrtausends*, éd.

Anton von EEUW und Peter SCHREINER, Cologne, 1991, II,
p. 311-333 (réimpr. dans *Fachgebiet Historische Hilfswissen-
schaften. Ausgewählte Aufsätze zum 65. Geburtstag von Pe-
ter Rück*, éd. E. EISENLOHR et P. WORM, Marburg an der
Lahn, 2000 [*Elementa diplomatica*, 9], p. 117-139).

(35) Michel ZIMMERMANN, *Écrire et lire en Catalogne (IX^e-
XII^e siècle)*, 2 vol., Madrid, 2003 (Bibliothèque de la Casa
de Velazquez, 23), t. I, p. 60-66.

(36) Quelques exemples (*ibid.*, p. 60) : «Scripsi et ss. cum
duos verbos superpositos et uno fuso» (988) ; «Guilelmus
sacerdos et iudex qui hoc et dictavit et firmavit et in VI-
lmo et VIII^{ro} versu afrontaciones meliorando radere et
emendare fecit» (1054) ; «... Qui ista carta donacione
scripsi et firmavi et tres regulas condemnavi fieri iussi...»
(1100).

(37) Arnold ANGENENDT, «*Cartam offerre super altare. Zur
Liturgisierung von Rechtsvorgängen*», dans *Frühmittelal-
terliche Studien*, t. 36 (2002), p. 133-158. Hartmut BEYER,
«Urkundenübergabe am Altar. Zur liturgischen Dimen-
sion des Beurkundungsaktes bei Schenkungen der Ot-
tonen und Salier an Kirchen», dans *Frühmittelalterliche
Studien*, t. 38 (2004), p. 323-346. B.-M. TOCK, «La mise en
scène des actes en France au Haut Moyen Age», *ibid.*, p.
287-296.

(38) 12 世紀後半に至るまで、互いの文書は必ずしも
(FOLCUN, *Gesta abbatum Sancti Bertini Sithiensium*, éd.

Oswald HOLDER-EGGER, dans *MGH Scriptores*, 13, Hanovre, 1881, c. 117, p. 633-634) : «Anno eodem post hec in mense novembrio, cum infirmatus sensisset appropinquare diem obitus sui, descriptis ipse propria manu in tabulis ceratis, quae exterius celatae erant barbulis crassi piscis et subtus deauratae erant, qualiter suas res manu terciī sui disponerentur, 3 nonas novembbris, 2 feria, isto modo». 「アラウスレムノス・アーヴィングの西洋古文書」& & 次へ > ルイ・ド・ラ・トゥール・ド・カニエ・ド・ブルボンの「Charles MERIAUX, Gallia irradiata. *Saints et sanctuaires dans le nord de la Gaule du haut Moyen Âge*, Stuttgart, 2006 (Beiträge zur Hagiographie, 4), notamment p. 145-147 (avec bibliographie antérieure).

(33) Documents reproduits dans Alain de BOUARD, *Manuel de diplomatique française et pontificale*, t. II : *L'acte privé*, Paris, 1948, pl. XIX de l'album (avec notice dans le fascicule d'accompagnement, p. 24-25). Cf. O. GUYOTJEANNIN, «*Penuria scriptorum* : le mythe de l'anarchie documentaire dans la France du nord (X^e-première moitié du XI^e siècle)», dans *Pratiques de l'écrit documentaire...*, p. 11-44, aux p. 31-32 et n. 52.

(34) Atsushi OKAZAKI, «Pratiques documentaires dans l'église cathédrale de Paris au XI^e siècle : les textes et leurs contextes génétiques», dans *Genesis of Historical Text...*, p. 113-125, aux p. 121-122 et n. 37. ジュヌイの聖母マリアの「大聖堂の文書」による

價の存在を証明だしてねたぬと申る。Ludolf KUCHENBUCH, «Les baguettes de taille au Moyen Âge : un moyen de calcul sans écriture?», dans *Écrire, compter, mesurer : vers une histoire des rationalités pratiques*, dir. Nathalie COQUERY, François MENANT, Florence WEBER, Paris, 2006, p. 113-142

(41) ナントルニクハルニルの記載によれば度量衡だ、& & 次へ

◎ 盆職の難船に輸送されたものとされる。ed. H. ATSMA,

S. BARRET et J. VEZIN, *Les plus anciens documents originaux de l'abbaye de Cluny*. Tome III : *Documents n° 61 à 90* : Paris, Bibliothèque nationale de France, Collection de Bourgogne, vol. 77, n° 62 à 89, Turnhout, 2002

(Monumenta palaeographica Medii Aevi, series Gallica), n° 81 et 82, p. 89-93.

(42) Jochen JOHRENDT, *Papsttum und Landeskirchen im Spiegel der päpstlichen Urkunden (896-1046)*, Hanovre, 2004 (MGH, Studien und Texte, 33).

(43) 滅出する。

(44) GRÈGOIRE DE TOURS, *Liber vitae patrum*, VIII, 9, dans *Gregorii episcopi Turonensis miracula et opera minora*, ed. Bruno KRUSCH, Hanovre, 1885 (*M.G.H. Scriptores rerum merovingicarum*, I, pars II), p. 699-700. Sur ce passage, voir Josiane BABBIE, «Testaments et pratique testamentaire dans le royaume franc (VI^e-VIII^e siècles)», dans

Sauver son âme et se perpétuer. Transmission du patri-

- moine et mémoire au haut Moyen Âge*, dir. François BOUGARD, Cristina LA ROCCA, Régine LE JAN, Rome, 2005 (Collection de l'École française de Rome, 351), p. 7-79, note à la p. 34, n. 150 : 「聖職者人やアーヴィングの聖遺物が聖遺物の販賣人やアーヴィングの聖遺物が聖職者や聖職者である。他方で、聖人の血跡がある文書では、必ずも聖職者が出て来る。」 いわゆる「アーヴィングの聖遺物」や「アーヴィングの聖職者」が、アーヴィングの聖遺物やアーヴィングの聖職者である。
- (45) 「アーヴィングのメロウ・ヤング期の文書には、アーヴィング重要な特徴として、ハイドハ・ハイドハの聖遺物があつて、その聖物は、アーヴィングの聖遺物である。」 Eugen EWIG, *Spätantikes und fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1952-1973)*, éd. Hartmut ATSMA, t. II, Munich, 1979 (Beihefte der Francia, 3/2).
- (46) 「アーヴィングのメロウ・ヤング期の聖遺物は、アーヴィングの聖遺物（1041年）」。éd. Ludwig FALKENSTEIN, «Alexander III. und die Abtei Corbie. Ein Beitrag zum Ge-wohnheitsrecht exemer Kirchen im 12. Jahrhundert», dans *Archivum historiae pontificiae*, t. 27, 1989, p. 85-195, Annexe II, n. I, p. 189 : « Haec concessio [=le privilège de l'évêque Berthefridus] sancto Eligio, sancto Pharone, sancto Audomaro, sancto Autherto, sancto Genesio, Ethocaldo, Emmone, Adone, Audioeno, Niphone, Burgundio, Drausione episcopis consentientibus firmata .CC. annis man-sit. » Voir aussi L. MORELLE, « Le statut d'un grand
- monastère franc : Corbie (664-1050) », dans *Le christianisme en Occident du début du VII^e siècle au milieu du XI^e siècle. Textes et documents*, dir. François BOUGARD, Paris 1997, p. 203-224.
- (47) 「本體を出さずしての聖遺物の運び、それは必ずしも聖遺物である。」 VENANCE FORTUNAT, *Vita sancti Germani*, c. XLVIII, éd. Bruno KRUSCH et Wilhelm LEVISON, dans *MGH Scriptores rerum merovingicarum*, t. VII/1, Hanovre et Leipzig, 1920, p. 402-403
- (48) J. VEZIN, « Les livres utilisés comme amulettes et comme reliques », dans *Das Buch als magisches und als Representationsobjekt*, éd. Peter GANZ, Wiesbaden, 1992, p. 101-115.
- (49) J. VEZIN, « L'autographie dans les actes du Haut Moyen Âge », dans *Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, comptes rendus*, juillet-octobre 2004, p. 1405-1433 たゞ、「アーヴィングの聖遺物の痕跡を記載してある」。聖職者たゞ、「正教の服従と修道士の聖職」を示すもの（p. 1430-1431）。聖職のなかの聖職（アーヴィングの聖職）のなかに、アーヴィングの聖遺物を含む。B.-M. TOCK, *Scribes, souscripteurs et témoins dans les actes privés en France (VII^e-début du XII^e siècle)*, Turnhout, 2005 (Artem, 9), spéc. p. 39, 349 et 391.
- (50) O. GUYOTJEANNIN, « *Penuria scriptorum...* ».
- (51) *Les plus anciens documents...*, p. 92 : « Qui post multum temporis idem filii Gisleberti, cupiditate cecati, coeperunt

calumniare denominatam ancillam quam sancto Petro dederant, affirmantes non se de ea ullum aliquod donum alicui fecisse, hac occasione bona uiri sui Iodsaldi diripere cogitantes. Qui Iodsaldus pertimescens et precauens eorum uesaniam, uenit ante presentiam domini Odilonis abbatis, obsecrans eum ut de hac re sibi daret consilium salubre.»⁽⁵⁵⁾

(55) *Les plus anciens documents...*, p. 92 (suite de la citation précédente) : «...Qui statim requirere iussit cartam quam idem querelatores fieri rogauerant et firmauerant ; qua inuenta , rogauit ad se uenire eosdem fratres in

Cluniaciensi claustro, ante fontem, in festiuitate sancti Pauli quae est II kalendas iulii, et ostendit ipsis et omnibus coram adstantibus cartam quam de eadem ancilla fecerant. Quidam consenserunt, quidam uero negauerunt. Liniens igitur illos dulcis sermonibus ac insuper XXIII dans solidos, rogauit iterum eandem cartam firmare, qui omnes iterum semel et bis in manu eiusdem patris firmauerunt ac unanimiter corroborauerunt.»⁽⁵⁶⁾

(56) Voir le commentaire de S. BARRET, *La mémoire et l'écrit : l'abbaye de Cluny et ses archives (X^e-XVII^e siècle)*, Münster 2004 (*Vita regularis, Ordnungen und Deutungen religiösen Lebens im Mittelalter, Abhandlungen*, 19), p. 97-101.

(57) エルムヌスの「封印作成の記録 rogatio」

(55) H. FICHTENAU, «*Carta et noticia* en Bavière du VIII^e au X^e siècle», dans *Le Moyen Âge*, 1963, p. 105-120 も「firmatio も、盤たがい、文書に墨を押す行為も記述している。」⁸ (p. 113)。

(56) 物品検査の「かんぬき紙」も「記方」として「墨」も「墨」作成の後に墨のせた丸い棒など。この墨のことを「墨」⁹ S. BARRET, *La mémoire et l'écrit...*, p. 99.

(57) ブルゴーニュの「La mémoire et l'écrit...», p. 105、「の封印 carta は墨のせた丸い棒へ墨を乗せる」 「「墨渡し」は墨渡し棒へ墨を乗せる」 「墨渡し棒」十串銀のマタニカ、墨を乗せる墨棒で墨棒を手に取る手の墨棒。墨棒の墨を手に取る手の墨棒。

(58) ブルゴーニュの「封印 dos-sier」(回し) 1枚の封印や墨棒の「かたがた」の裏面で墨棒を回す。

105).

(59) O.GUYOTJEANNIN, «*Penuria scriptorum...*», p. 27 (exemple de Saint-Bertin, 975-993) ; L. MORELLE, «Les chartes dans la gestion des conflits, France du Nord, XI^e-début XII^e siècle», dans *Pratiques de l'écrit documentaire...*, p. 267-298, à la p. 290, n. 92 (exemple de Saint-Bertin, 1063). (60) Henri PLATELLE, «Le premier cartulaire de l'abbaye de Saint-Amand», dans *Le Moyen Âge*, t. 62 (1956), p. 301-329.

(16) Éd. H. PLATELLE, *ibid.*, p. 318-319: «...ideo priusquam

vetustate penitus consumentur, in hoc codice ea [=instrumenta?] quae reservata sunt nostris temporibus (quaedam enim vetustate, quaedam barbarica vastatione perierunt) transcribimus, ut harum rerum qui notitiam habere voluerit, facilius hic legat; et si quid inde dubitaverit, de veteribus cartis, ubi sigilla regum vel principum ac Romanorum pontificum et quorundam episcoporum adhuc sunt impressa, testimonium veritatis assumat.»(→タニハクの部分の文書)

(2) 「教令集」のなかに収められた (*Liber extra* [=X], 2, 22, 2).

(3) Soline KUMAOKA, «Les jugements du légat Gérard d'Angoulême en Poitou au début du XII^e siècle», dans *Pratiques de l'écrit documentaire...*, p. 315-338.

(4) Sentence de l'évêque Gérard (original conservé aux Arch. dép. Haute-Loire), éd. Jean-Baptiste PAYARD, «Chartes inédites concernant l'histoire du Velay (quatrième série)», dans *Tablettes historiques du Velay*, t. 8(1878), n° 19, p. 196-197: «... judicavimus scriptum illud quod abbas Sancti Maxencii ostendebat, quia non erat in persona regis Lodovici factum nec circumstancias quas carta debet habere habebat, sed pura narratione nescimus quo auctore narrabatur, Lodovicum regem Gazenolium Sancto Maxencio dedisse...»

【参考あとがき】

ノハリ訳出したのは、著者が1900七年二月に日本学術振興会の招請で来日した際に、日本各地で行われたセミナーでの報告原稿である。報告の段階ですでに論文としての体裁で準備されていたが、今回、著者自身が原稿にあらためて手を入れた。

著者のロラン・モレルは、一九五六年生まれで、現在、高等研究院（ソルボンヌ）第四部門の研究指導教授である（担当講座は「中世における文書慣行」）。国立古文書学校卒業後、パリの国立中央文書館司書を務めたのち、一九九〇年にはリル第三大学講師、九四年からはパリ第一大学講師をそれぞれ歴任した。九九年に高等研究院に移り、一〇〇一年より現職である。

古文書学校での卒業論文のテーマでもあった、九十一世紀のコルビー修道院文書史料研究は、氏のライフ・ワークであり、八八年の第三課程博士論文（パリ第四大学）、ル・ムジダ 1001年の研究指導教授資格論文（パリ第一大学）も、同じ枠組みで準備された。氏の関心の核が、このある「史料譜」にあるノハリ、高等研究院での毎年の開講テーマによく現われてゐる（九九一—一〇〇〇年度は「修道院カルチユレール・文書庫」、一〇〇一—一〇〇二年度は「文書の欠如をめぐる」、一一一〇〇二年度は「記述史料における文書の受容」、五一六年度は「修道院のための司教文書」、六一七年度は「キログラフ」など）。伝統的にシャルティエストレ确保されたノハリ、高等研究院の名譽あるボ

ストの継承者として、学界での活躍もめざましく、関係の国際学会での常連報告者である一方、自身、注目すべき研究集会を多く組織してきた（「カルチュレール」、「文書実践」など）。専攻する時期、地域、テーマのいずれの点でも、モレルは、現代における古文書学校の伝統のもつとも重要な体現者の一人であろう。

しかしながら、モレルを定義することは、一見そう見えるほど簡単ではない。一方で、極度に繊細で緻密な史料の検討には定評があり、とりわけ、モノとしての史料の取り扱いでは、余人の追随を許さないことは衆目の一致するところである。文書形式学のみならず、文書管理学にも精通していることから、文書管理の諸次元を具体相からえぐり出す独特的の手腕には常に目をみはらせるものがある。しかしながら他方で、注は史料に埋め尽くされ、問題設定もやや寡黙に見えかねない彼の諸論文には、その前提として、ここ数十年、西欧中世史学会を搖るがしているさまざまな動向が直接反映していることは明らかである。たとえば、記憶の管理、紛争解決、シンボル化行為、政治文化等がそうである。ただ、「最新流行」とは距離を置くためであろうか、これらの諸問題はすべて、史料現象の読解という作業レヴエル以外では正面から取り上げられず、いわんや特定の「理論書」が援用されることはまずない。今回の来日時、まとまった時間をご一緒したが、「知的冒険としての歴史学の再構築」を標榜しておられること、知的のみならず、生活面でも、ある種の美意識を強くお持ちであることに、強く印象づけられ

た。「理論」はあくまで、「実践」に利用するための刺激でしかないものである。とはいっても、伝統的シャルティストのなかにはまま見られた、「史料情報の提示」をもっぱらとする一群の研究に対しては、驚くほど強い批判的態度を示された。

ここに訳出した「文書オリジナル」についての論文には、モレルの発想と方法論が、典型的なかたちで表現されているように思える。ご本人は、その出来上がりに不安を感じておられたが、議論の構想と練り上げ、史料の具体的な検討のいずれにおいても、史料研究の最前線に位置するものであることは疑いをえない。フランス中世史料研究の水準を実感していただきたいと思う。

最後に、日本での講演会、セミナールの開催をお引き受けいただいた、東京大学の加納修講師、大阪大学の江川温教授に、あらためて御礼申し上げる。